

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1 収容定員変更の内容

広島大学医学部医学科の平成 20 年度以降の入学定員については、平成 21 年度に「緊急医師確保対策」に基づき平成 29 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増を、同年度に「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき 5 名の恒久定員増を、また、平成 22 年度に「経済財政改革の基本方針 2009」に基づき平成 31 年度までの期限を付した 7 名の臨時定員増を、さらに平成 25 年度に「新成長戦略」等に基づき平成 31 年度までの期限を付した 3 名の臨時定員増を、それぞれ実施した。

平成 29 年度を期限とする 5 名の入学定員については、平成 31 年度までの期限を付した再度の入学定員増を行った。

今回、平成 31 年度を期限とする 15 名の入学定員のうち、令和 2 年度より募集停止するふるさと枠岡山県コース 2 名を除く 13 名について、令和 3 年度までの期限を付した再度の入学定員増を行い、令和 2 年度の再度の入学定員増を行わなかった場合の入学定員 105 名を 118 名に変更する。

これに合わせて収容定員も、令和 3 年度までの期限付きの入学定員増を踏まえ、収容定員 630 名を 656 名に変更する。

2 収容定員変更の必要性

地域における医師不足の解消が喫緊の課題であることから、平成 31 年度で終了する医学部医学科入学定員の暫定措置分（15 名）のうちの 13 名を、令和 2 年度に入学定員増（13 名）として収容定員を変更するもの。この入学定員 13 名については、広島県の策定する地域医療再生計画に基づく卒後一定期間の地域医療等の従事を条件とする奨学金が支給される「ふるさと枠広島県コース」での入学とし、深く地域医療や総合医療を体験できる教育を受けさせることで、地域の実情と要請に柔軟に対応できる医療人の養成へと繋げる。

3 収容定員変更に伴う入学者選抜方法等について

(1) 入学者選抜方法について

① 選抜方法：推薦入試（ふるさと枠広島県コース）

② 出願資格：

- ・広島県内の高等学校又は中等教育学校を平成 30 年 4 月以降に卒業した者及び令和 2 年 3 月に卒業見込みの者で、高等学校又は中等教育学校の長が以下の「推薦要件（ふるさと枠広島県コース）」（※）について責任を持って推薦でき、合格した場合に入学を確約できるもの。
- ・卒業後は、「広島大学ふるさと枠卒業医師に係るキャリアプラン」に沿って医師業務に従事し、広島県内の地域医療に貢献する意志のある者

（※）「推薦要件（ふるさと枠広島県コース）」

次の要件を満たす者で、推薦人数は1高等学校等5名以内とする。

- ・調査書の評定平均値が4.3 以上かつ人物が優れていると認められる者
- ・広島県が貸与する奨学金を受給し、かつ卒業後は広島県内で医療に従事する強

い意志のある者

- ③ 合格者判定：複数の面接員による面接試験，大学入試センター試験及び出願書類の得点を総合的に評価し，判定する。なお，面接試験では，広島県の担当者が面接員として加わり，医療人としての適性評価と広島県の地域医療に従事する強い意志を有しているかどうかを確認する。

(2) 教育課程等について

ふるさと卒学生には，1年次より臨床実習に至るまで継続的に地域医療への理解と貢献する意欲の醸成を行う。一般選抜で入学する学生についても，必要に応じてこの教育課程を課し，地域医療への関心を高める。

医学部医学科での地域医療に関する科目は，1年次の医学部・歯学部・薬学部合同早期体験実習，医療行動学，3年次の全身性疾患制御学（地域医療），社会医学，4年次の医学研究実習，臨床実習入門プログラム，臨床実習Ⅰ（地域医療），5年次の臨床実習Ⅰ（地域医療）・臨床実習Ⅱ，6年次の臨床実践学，臨床実習Ⅱである。これらのカリキュラムは，以下のとおりである。（別紙1「広島大学医学部医学科の地域医療に関する学部教育のカリキュラムの概要」参照）

- ① 1年次夏季休業期間：医学部・歯学部・薬学部合同早期体験実習（夏季休業期間中の連続した2日間）

広島県内の関連病院・施設，僻地拠点病院，僻地診療所等において，病院の受付・案内，ボランティア・介護体験実習等の地域医療を実体験させる。

- ② 1年次後期：医療行動学

大学病院の看護部病棟，手術室，外来・病棟等及び医学部医学科の研究室において，実地医療を見学し，医療人の役割分担に関する理解を深める機会を与える。

- ③ 3年次：全身性疾患制御学（地域医療）

地域医療総論の講義を実施し，1年次及び2年次に得た僻地医療に関する知識と経験を臨床系講義の中で再認識させ，地域僻地医療への関心を継続させる。

- ④ 3年次後期：社会医学

衛生学，公衆衛生学の系統講義及び実習の中で，地域医療政策，地域包括ケア，高齢者医療制度等の知識を習得させ，制度面からの地域医療を体験させる。

- ⑤ 4年次前期：医学研究実習

地域医療システム学を選択した学生に地域医療に関する研究を行う。

- ⑥ 4年次後期：臨床実習入門プログラム

地域医療実習のオリエンテーションを行う。

- ⑦ 4年次後期-5年次：臨床実習Ⅰ（地域医療）

必修として中山間地の地域医療基幹病院を中心とした診療所，福祉施設などでの1週間の地域医療実習の中で，地域医療の在り方と現状及び課題を理解し，地域社会で求められる医療・保健・福祉・介護の活動について学び，地域医療に貢献するための能力を身に付ける。

⑧ 5年次後期-6年次前期：臨床実習Ⅱ

選択により僻地医療拠点病院，僻地診療所で臨床実習を行い，臨床実習Ⅰでの地域医療経験を深化させる。また，これまでに得た地域医療に関する知識を再認識させる。

⑨ 6年次前期：臨床実践学

1～5年次に学んだ地域医療関連の知識（地域医療政策，地域包括ケア，介護保険など）を整理し，医師国家試験の受験に向けた準備を行う。

また，ふるさと卒学生に特化した教育としては，毎週1回昼食時に「ふるさと卒セミナー」を開催し，地域医療に関連する学習やディスカッションを通して地域医療マインドと仲間意識の醸成を行う。夏季，春季の長期休業期間中には一泊二日あるいは二泊三日の現地研修による「地域医療セミナー」を実施し，地域医療を早期から体験させる。冬季休業中には地域医療学習のための合宿も行う。さらに，1年次，4年次，6年次の学生に対して地域医療システム学講座教員による個別面談を行う。

(3) 卒業後の取組について

ふるさと卒広島県コースの卒業生は，卒後12年間の中で9年間，広島県知事が指定する医療機関で診療に従事し，地域医療に貢献することとなる。

ふるさと卒卒業生の地域医療機関への配置については，広島大学，広島県，広島県地域医療支援センターが共同で作成した「広島大学ふるさと卒卒業医師に係るキャリアプラン」に則り，広島県，広島大学，市町，地域医療機関等の代表者らにより構成される「ふるさと卒医師等キャリア支援委員会」にて決定され，県知事の承認を受ける。

ふるさと卒卒業生に対して，専門診療科の選択及びキャリアプランについての意見交換会および集団相談を行う。また，必要に応じて，所属予定あるいは所属中の診療科，地域医療システム学講座及び広島県が連携をとりながらキャリア相談のための個別面談も行う。

なお，広島県の地域医療に関しては，広島県地域医療支援センターが中心となり，広島大学病院，僻地医療拠点病院，僻地診療所の連携が行われており，ふるさと卒学生の夏季・冬季・春季地域医療セミナーのアレンジ，ふるさと卒卒業生の配置調整，及び地域医療機関における指導医療養成に携わっている。医学部長が広島県地域医療支援センター長を，地域医療システム学講座教員が同センター医監を務めている。

平成21年度のコース設置時よりふるさと卒広島県コースには令和元年度までに176名が入学し，うち68名が卒業し，全員が広島県内で就業している。在学生，卒業生を含めて奨学金を県に返還した事例は無い。

(4) 地域医療指導医師の教育スキル向上と大学との緊密な関係づくり

地域医療機関における臨床指導医を対象として，FD（Faculty Development）を定期的で開催する。このFDにより医学部と地域医療機関との連携強化を図るとともに，地域医療機関の指導医の教育能力向上を推進する。また，広島県地域医療支援センターと連携し，地域医療機関の指導医のための勉強会を提供する。

(5) 奨学金制度の概要について

○広島県医師育成奨学金制度（ふるさと枠広島県コース）の概要（別紙2「広島県医師育成奨学金制度のご案内」参照）

奨学金貸与額：月額20万円

貸与期間：6年間

返還免除条件：貸付期間の1.5倍に相当する9年間（必要従事期間）を知事の指定する広島県内の公的医療機関等において医師業務に従事、うち4年間（広島大学病院等県内での初期臨床研修2年間を除く）を知事の指定する県内中山間地域等の公的医療機関あるいは公的医療機関等の知事が指定する診療科（病理診断科）に従事。

猶予期間：研修機会の確保を図るため、大学医学部卒業後から12年間（貸付期間の2倍に相当する期間）。

広島大学医学部医学科の地域医療に関する学部教育のカリキュラムの概要

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

前期		夏季休業		後期	
1年生	<p>教養教育科目</p> <p>人体構造学 組織細胞機能学等</p>	<p>早期体験実習(2日間) (僻地拠点病院・診療所)</p>	<p>教養教育科目 人間理解のための人体解剖学 I・II 等</p> <p>医療行動学(レポート・発表) 実地医療を見学し、医療人の役割分担に関する理解を深める</p>		
2年生	<p>人体構造学 組織細胞機能学等</p>			<p>組織細胞機能学 生体反応学 病因病態学等</p>	
3年生	<p>全身性疾患制御学(地域医療) 医師の偏在、在宅医療、介護保険、プライマリケアについて学ぶ。</p> <p>器官・システム病態制御学 I・II 等</p>		<p>全身性疾患制御学 I, II 器等</p>	<p>臨床病理学</p>	<p>社会医学 衛生学・公衆衛生学に含まれる地域医療政策、地域包括ケア、高齢者医療制度等の知識を習得、また実習を通して制度面から地域医療を体験する。</p>
4年生	<p>医学研究実習 (地域医療システム学を選択可)</p>		<p>症候診断治療学</p>	<p>臨床実習入門プログラム</p>	<p>臨床実習 I (僻地拠点病院, 診療所での一週間の地域医療実習を含む)</p>
5年生	<p>臨床実習 I (僻地拠点病院, 診療所での一週間の地域医療実習を含む)</p>			<p>OSCE</p>	<p>臨床実習 I (同左)</p>
6年生	<p>臨床実践学 (地域医療)</p>	<p>臨床実習 II (僻地拠点病院, 診療所を選択可)</p>		<p>卒業OSCE 卒業試験</p>	<p>臨床実習 II (僻地拠点病院, 診療所を選択可)</p>
<p>臨床実習 II (僻地拠点病院, 診療所を選択可)</p>					
<p>学位記授与 国家試験</p>					
<p>地域枠(ふるさと枠)学生に対しては特別なプログラムを実施</p>					

広島大学医学部医学科ふるさと枠入学者に貸与する 広島県医師育成奨学金制度のご案内

- ◆対 象◆ 広島大学医学部医学科 ふるさと枠（広島県コース）入学者
- ◆貸 付 額◆ 月額20万円（6年間の総額：1,440万円）
※奨学金の貸付けには、貸付日の翌日から、貸付期間の終了月の末日（6学年の3月末日）までの日数に応じて、民法で規定する法定利率で計算した利息が付きます。（H31.4月現在の法定利率：年5%）
- ◆貸与期間◆ 6年間（大学の通常の修業年限（通算6年間）を超えることはできません）
- ◆返還免除◆ 大学医学部を卒業後から12年間（貸付期間の2倍に相当する「返還猶予期間」）までに、別に定める基準に沿って、次の要件1・2を共に満たすことで、奨学金(利息を含む。)の返還が、全額免除されます。

【 要件1 】

貸付期間の1.5倍に相当する9年間（必要従事期間）を、
知事が指定する広島県内の公的医療機関等※1において
医師の業務に従事する。

【 要件2 】

上記9年間（必要従事期間）のうち、4年間（広島大学病院等
県内での初期臨床研修2年を除く）を、次の①・②のいずれか
で従事する。

- ①知事が指定する県内の中山間地域等の公的医療機関※2
- ②公的医療機関等の知事が指定する診療科（病理診断科※3）

※1、※2、※3については、後に規則改正等により変更となる場合があります。



≪上記の要件を整理すると、次のとおりです。≫

- ◎貸付期間：6年間
- ◎返還猶予期間（免除要件の履行期限）：卒業後12年間
- ◎必要従事期間（9年間）：県内初期臨床研修（2年）＋県内公的医療機関（7年、うち①又は②が4年）

卒業年	-	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
勤務等	(6学年)	初期臨床研修 (2年) 【県内指定機関】		3～12年目の10年間で、7年間は県内公的医療機関等で勤務、 そのうち4年間は、中山間地域等の指定機関（又は指定診療科）で勤務 （任意の3年間を使って、県外研修や留学などの機会を得ることが可能）									

※卒業後の県内勤務は、「広島大学ふるさと枠卒業医師に係るキャリアプラン」（次ページを参照）に沿って行います。

※出産・育児によって規定の勤務を一時中断等した場合は、その中断した期間を返還猶予期間に追加（延長）することができます。

- ◆そ の 他◆ 奨学金の貸付けには、2人以上の連帯保証人が必要です。

●お問い合わせ先● 広島県 健康福祉局 医療介護人材課 医療支援グループ
〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52
電話 082-513-3062 E-mail fuyoujinzai@pref.hiroshima.lg.jp

「広島大学ふるさと卒卒業医師に係るキャリアプラン」について

○ 「広島大学ふるさと卒卒業医師に係るキャリアプラン」は、卒業生の能力の向上や、目指す診療科の専門医認定が得られるように、勤務先やローテート方針等を定めた標準的な育成計画です。

卒業生は、必要従事期間が終了して奨学金の返還免除を受けるまでの間、このプランに沿って県内の地域医療に貢献しながら、併せて能力の向上を図ります。

《キャリアプランの概要》

1 ふるさと卒卒業医師の所属

卒業生は、初期臨床研修（2年間）修了時まで、次のコース（①～③）のいずれかを選択します。

選択コース		補足等	
A	広島大学病院各診療科等所属コース	中山間地サブコース（①）	下記以外の診療科（26診療科※3） （診療科毎の標準的なプランを用意）
		知事指定診療科サブコース（②）	病理診断科（標準的なプランを用意）
B	地域専攻コース ※個別の診療科への所属を希望しない方	中山間地サブコース（③）	「広島大学地域医療システム学講座」及び「広島県地域医療支援センター」がサポートして 具体プランを作成

2 中山間地域指定機関での勤務について（配置ガイドライン）

○ 中山間地域等指定機関を『中堅病院』（4機関）と『中小病院』（8機関）に分類※4し、中山間地域での4年間の勤務のうち、『中小病院』には、原則2年、少なくとも1年以上は、常勤として勤務します。（知事指定診療科サブコース（②）選択者は除く。）

○ 中山間地域での勤務は、総合医（総合診療医・一般内科医・一般外科医）としての勤務を原則としますが、中山間地域指定機関から要望がある場合は、専門科医として勤務します。

【例】広島大学病院・中山間地サブコース（①）「総合診療科」標準的キャリアプラン

卒後年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
勤務先等	初期臨床研修 （県内指定機関）		大学病院	中山間地の 中堅病院 内科・総合診療科勤務	中山間地の 中小病院 内科・総合診療科勤務	大学病院 社会人大学院入学（希望者） 総合診療専門医試験	中山間地の 中堅病院 内科・総合診療科勤務	中山間地の 中小病院 内科専門医試験（希望者）	関連病院（指定機関） 内科・総合診療科勤務	必要従事期間終了		
	（大学院入学年度は、希望に配慮）											

（注）中山間地サブコース①の診療科の構成（※3）や、中山間地域等指定機関の分類（※4）は、後年において変更となる場合があります。

県内の指定公的医療機関等一覧

指定公的医療機関等	所在市町	中山間地域等公的医療機関	指定臨床研修病院	指定公的医療機関等	所在市町	中山間地域等公的医療機関	指定臨床研修病院
広島市立広島市民病院	広島市		○	公立世羅中央病院	世羅町	◇	
広島赤十字・原爆病院	広島市		○	府中市立湯が丘病院	府中市	◇	
広島市立舟入市民病院	広島市			府中市民病院	府中市	◇	
広島大学病院	広島市		○	府中北市民病院	府中市	◇	
県立広島病院	広島市		○	神石高原町立病院	神石高原町	◇	
広島市総合リハビリテーションセンター・リハビリテーション病院	広島市			済生会 広島病院	坂町		
広島市立安佐市民病院	広島市		○	広島西医療センター	大竹市		○
広島市医師会運営・安芸市民病院	広島市			広島総合病院	廿日市市		○
福山医療センター	福山市		○	吉田総合病院	安芸高田市	◎	
福山市民病院	福山市		○	安芸太田病院	安芸太田町	◇	
広島県立福山若草園	福山市			東広島医療センター	東広島市		○
中国労災病院	呉市		○	賀茂精神医療センター	東広島市		
呉医療センター	呉市		○	県立安芸津病院	東広島市		
済生会呉病院	呉市			広島県立障害者リハビリテーションセンター・医療センター	東広島市		
公立下蒲刈病院	呉市	◇		広島県立障害者療育支援センターわかば療育園	東広島市		
総合病院三原赤十字病院	三原市			市立三次中央病院	三次市	◎	○
公立みつぎ総合病院	尾道市	◎	○	総合病院庄原赤十字病院	庄原市	◎	
尾道市立市民病院	尾道市		○	庄原市立西城市民病院	庄原市	◇	
尾道総合病院	尾道市		○				

※上記の医療機関以外に、県内の公立診療所も指定公的医療機関等に含まれます。

※中山間地域等指定医療機関の分類（◎：中堅病院／◇：中小病院）